

13 流通・サービス業関係

ア 医薬品等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	計画・流通ア	検討	検討	検討
医薬品の一般小売店における販売 (厚生労働省) ＜医療品の再掲＞	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えずに、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。 【平成16年政令第232号、平成16年厚生労働省令第114号、平成16年厚生労働省告示第285号等】	計画・流通ア	措置済 (7月)		
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	計画・流通ア	逐次実施		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 (厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	計画・流通ア	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理薬剤師の兼務規制の見直し (厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	計画・流通ア	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討		

イ 大規模小売店舗立地法

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。 【「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の改正(平成17年経済産業省告示)】	計画・流通イ	措置済 (3月)		
イベント都度の店舗面積の増加等を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前	イベント等で店舗面積を増加することが予め見込まれる場合に、見込まれる最大限の増加分を予め届け出ておけば、イベント等の都度届け出なくてよい、という運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。	別表5 -1132		早期実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
一括変更届出が可能であることの明確化 (経済産業省)					
駐車場でのイベント都度の駐車場台数の一時的減少を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化 (経済産業省)	イベント等で駐車場を利用することが予め見込まれる場合に、同じ駐車台数の臨時駐車場を予め届け出ておけばイベント等の都度届け出なくてよいという運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。	別 表 5 -1133		早期実施	

ウ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いなくようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	計画・流通イ	引き続き検討		
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する。	計画・流通イ	検討	検討・結論	
酒類小売業	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措	計画・流	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保 (財務省)	置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。 【経営改善計画の進捗状況の把握及び適切な支援の実施等について(平成16年4月20日付課酒1-29ほか1課共同 国税庁長官通達)】	通イ	(4月)		
製造たばこ小売業許可に係る環境区分の認定状況の公表 (財務省)	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。 【「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正】	計画・流通イ	措置済 (3月)		
細菌の基準の統一 (厚生労働省)	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導を行う際の目安となる指導基準)について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。 【各都道府県等が定める衛生基準について(平成17年3月14日付け食安監発第0314003号監視安全課長通知)】	計画・流通イ	措置済 (3月)		
「コンビニエンス・ストア」の営業許可に係る施設基準に関する要望内容の周知 (厚生労働省)	いわゆる「コンビニエンス・ストア」の軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県等に周知する。	別表2 -20		措置	
中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の	中小企業の再生を支援する観点から、中小企業が産業活力再生特別措置法の各種支援措置を活用しやすくするため、同法の認定基準のひとつである財務健全化基準の要件を弾力化する。 【「財務健全性基準については、10倍基準を原則とするが、業態特性や固有の事情等を勘案する	別表4 -1130	措置済 (11月)		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
活用に当た っての要件 の弾力化 (経済産業省)	こととし、柔軟性を確保するものとする。」とい う基本指針の内容の趣旨を徹底する旨の通達(平 成16・11・25経局第1号)発出】				
地方自治体 のコンビニ エンススト ア本部およ び店舗の立 ち入り検査 の弾力化 (総務省)	地方自治体の徴収する地方税の収納委託を受 けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査に ついては、予め検査方法等について双方合意のう えで定めておくなど、円滑な検査の実施に努める よう、各地方自治体に対し、周知する。	別 表 3 -29		措置	